

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	見附市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.mitsuke.niigata.jp/12154.htm

執行機関名 見附市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事業であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		見附市個人情報保護条例(平成11年見附市条例第21号)別表第1 1の項 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事業であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	見附市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する規則(平成22年見附市規則第29号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべて <u>児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u>	第1条 この規則は、平成17年2月21日雇児初第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「 <u>新たな小児慢性特定疾患対策の確立について</u> 」に基づく事業(以下「 <u>小児慢性特定疾患治療研究事業</u> 」という。)の対象となっている者(以下「 <u>小児慢性特定疾患児</u> 」という。)に対し、日常生活用具(以下「 <u>用具</u> 」という。)を給付すること(以下「 <u>給付</u> 」という。)により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		見附市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する規則(平成22年見附市規則第29号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	見附市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する規則第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	日常生活用具の給付申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	見附市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する規則第6条及び別表2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	用具の給付を受けた者又はその扶養義務者の属する世帯に係る市町村民税に関する情報
備考		